

## **[事案 28-136] 特約更新無効請求**

・平成 28 年 12 月 22 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約更新時の説明が不十分であったことを理由に、本件更新の無効および更新後に支払った保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 17 年 4 月に契約した利率変動型積立終身保険について、更新手続に際し、保険料が上がることについて、更新手続の取扱者である営業所長（以下「取扱者」という。）から何ら説明がなく、保険料が上がることを知っていれば本件更新は行わなかったことを理由に、本件更新を無効とし、更新後に支払った保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 取扱者は、申立人の自宅を訪問したうえで、特約更新試算書等を示しながら本件更新について十分な説明をしており、その上で申立人は本件更新の申込みをしている。
- (2) 本件契約の契約時に渡した設計書や資料等にも、更新時に保険料が上がることは明記されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にとづく審理の他、申立人および取扱者に対して、取扱者の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、取扱者が本件更新により保険料が上がることを説明していないとは認めることはできないこと、申立人が錯誤に陥る前提の事実が認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。